

平成31年度  
活動計画について

## ア 基本的事項

自己評価項目			31年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援セン ター	(1) セン ター運 営にお ける 基本視 点	ア 公益的機関としての運営	<p>●センターの活動</p> <p>(1)センター職員が運営基準や活動目標を理解して業務を行うことができる。</p> <p>(2)根拠のある支援計画を作成し、支援の評価を行う。</p> <p>(3)3職種業務を横断的に遂行し、業務の標準化を図る。</p> <p>(4)専門職として必要な研修に参加することで、個々の職員の対応力が向上する。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①：毎日のミーティングで、情報共有と進捗状況を確認し、支援方針を決めて業務にあたる。</p> <p>(1)-②：複数の事業所紹介をする場合において、公平性が担保されるようにセンター内で情報共有をする。</p> <p>(2)-①：毎月の3職種ミーティングを通して、相談ケースの評価と次の支援計画を作成する。</p> <p>(3)-①：3職種業務は複数対応を基本として、判断根拠を明確にする。</p> <p>(4)-①：外部研修を受講した後、ミーティング時にセンター内職員へ伝達研修を行いチーム全体で共有する。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①:2020年3月末</p> <p>(1)-②:2020年3月末</p> <p>(2)-①:2020年3月末</p> <p>(3)-①:2020年3月末</p> <p>(4)-①:2020年3月末</p>
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2) P D C Aサイ クル での事 業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チーム アプロ ーチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制					
(4) 職員の 資質向 上	キ 研修や自己研鑽機会の確保				
	ク スーパービジョン実施状況				
東山手 高齢者 生活支 援セン ター	(1) セン ター運 営にお ける 基本視 点	ア 公益的機関としての運営	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①：所内の活動方針に基づき、内容を理解して業務を行うことが出来る。</p> <p>(2)-①：進捗管理表に基づき実践活動が展開できる。</p> <p>(3)-①：各自業務・業務内容の相互理解を深めチームアプローチの向上が図れる。</p> <p>(4)-①：職員それぞれの課題や興味を明確にして資質の向上を図ることが出来る。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①：活動方針の読み合わせを定期的に行い、実践活動に反映させる。</p> <p>(2)-①：進捗管理表を基に定期的な進捗管理の確認と進捗に偏りがでないように評価を行い、実践活動につなげる。</p> <p>(3)-①：センター・3職種・プランナーの各ミーティングに職種関係なく自由に参加し、相互理解を深め組織力向上につなげる。</p> <p>(4)-①：職員それぞれが研修計画書（仮）を基に実践し、センター内での伝達研修を実施する。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①：2020年3月末</p> <p>(2)-①：2020年3月末</p> <p>(3)-①：2020年3月末</p> <p>(4)-①：2020年3月末</p>
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2) P D C Aサイ クル での事 業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チーム アプロ ーチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制					
(4) 職員の 資質向 上	キ 研修や自己研鑽機会の確保				
	ク スーパービジョン実施状況				
精道高 齢者生 活支 援セン ター	(1) セン ター運 営にお ける 基本視 点	ア 公益的機関としての運営	<p>●センターの活動</p> <p>(2)-①：開かれた包括になることを目標に、地域や関係機関と包括の双方向の関係性を構築する。</p> <p>(3)-①：必要な情報にアクセスができるようになる。</p> <p>(4)-①：それぞれの専門職としての成長課題を明確化し、自ら資質向上に取り組めるようになる</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(2)-①：地域に向けて、活動計画や実践の報告する機会を持ち、活動の評価を得る機会を持つ。</p> <p>(3)-①：センター内の情報管理のルールを作り、全職員が日々整理に努めることで、必要な情報がすぐ入手できるようになる。</p> <p>(4)-①：・専門職としての役割を理解し、責任感を持って確実に遂行できるようになるために、チーム内でのチェック体制を確立する。 ・それぞれの職員の課題に合わせた研修計画を立案し、自己研鑽に努める。 ・必要に応じて個別スーパービジョン、グループスーパービジョンを実施する。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(2)-①：2020年3月末</p> <p>(3)-①：2020年3月末</p> <p>(4)-①：2020年3月末</p>
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2) P D C Aサイ クル での事 業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チーム アプロ ーチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制					
(4) 職員の 資質向 上	キ 研修や自己研鑽機会の確保				
	ク スーパービジョン実施状況				

潮見高齢者生活支援センター	(1) センター運営における基本視点	ア	公益的機関としての運営	<p>●センターの活動            &lt;法令順守と基本業務の拡充に取り組む&gt;            介護保険制度のみならず諸制度の複雑化や、行政管理体制の変化に基づき、センター運営にあたっては、基本を意識した運営を心掛ける。</p>	<p>●センターの活動            (1)-④：個人情報の取り扱いにおいては、その重要性に基づき、全国評価等に基づくルールを意識して業務に取り組む。月 2 回のセンター内の会議の際に、お互いに声をかけあい、注意を喚起する。</p>	<p>●センターの活動            (1)-①：毎月</p>
		イ	個人情報の取り扱い			
	(2) P D C A サイクルでの事業運営	ウ	根拠のある活動計画の作成			
		エ	根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ	職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ	それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
(4) 職員の資質向上	キ	研修や自己研鑽機会の確保				
	ク	スーパービジョン実施状況				
基幹的業務担当	(1) センター運営における基本視点	ア	公益的機関としての運営	<p>●基幹的業務担当の活動            (1)(4)：地域包括支援センターの実践（さまざまな取組）の意味づけをすすめる機会ができる</p> <p>●4センター協働            (2)：4センター職員が定期的に個別課題と地域課題の結びつきを実感できる機会を持てるようになる</p>	<p>●基幹的業務担当の活動            (1)(4)-①：支援センター連絡会での協議・検討方法のブラッシュアップ(1)(4)-②：地域ケアミーティング（地域ケア推進会議）開催全の4センターヒアリング</p> <p>●4センター協働            (2)-①：地域ケアミーティング（地域ケア推進会議）開催全の4センターヒアリング（再掲）            (2)-②：地域ケアミーティング（地域ケア推進会議）の開催</p>	<p>●基幹的業務担当の活動            (1)(4)-①：2019年6月末            (1)(4)-②：2020年3月末</p> <p>●4センター協働            (2)-①：2020年3月末            (2)-②：2020年3月末</p>
		イ	個人情報の取り扱い			
	(2) P D C A サイクルでの事業運営	ウ	根拠のある活動計画の作成			
		エ	根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ	職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ	それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
(4) 職員の資質向上	キ	研修や自己研鑽機会の確保				
	ク	スーパービジョン実施状況				

## イ 総合相談支援業務

自己評価項目			31年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山 手高 高齢者 生活 支援 センター	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)-①：郵便局と連携し、出張相談会を開催する。  (6)-①：地域ケア会議や協議体の活動を通して情報収集を行う。  (8)-①：認知症の正しい知識の普及啓発及び関係機関と適切な連携をおこなう。  (8)-②：認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との連携を密にし、課題解決に努める。	●センターの活動 (5)-①：相談会(郵便局：6月・10月・2月、センター内サロン：5月頃)。を通してセンターの普及啓発につとめる。 (6)-①：地域ケア会議や協議体の活動を通して地域の社会資源の把握、情報収集につとめ、地域課題の把握と関係機関との連携を密にして課題解決に努める。  (8)-①：地域住民に対する認知症セミナーを開催する。  (8)-②：認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との連携を密にし、課題解決に努める。	●センターの活動 (5)-①：2020年3月末  (6)-①：2020年3月末  (8)-①：2020年3月末  (8)-②：2020年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応 タ 他の業務への連結・反映				
東山 手高 高齢者 生活 支援 センター	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)-①：芦屋市及び担当圏域における傾向等の分析が出来る。 (5)-②：地域に向いて顔の見える関係性作りが継続できる。 (6)-①：多機関・多職種の連携を意識したネットワーク構築が出来る。 (7)-①：地域住民への認知症の正しい理解の普及・啓発が出来る。 (8)-①：総合相談からの課題が明確にでき、関係機関と連携し速やかに各業務が展開できる。	●センターの活動 (5)-①：生活支援コーディネーターと連携して、圏域の基礎データの作成を行う。 (5)-②：引き続き、定期巡回訪問の実施と福祉推進委員会等、地域会議への出席を継続する。 (6)-①：地域との連携から見えてきた課題を地域ケア推進会議にて共有し、資源開発につなげる。 (7)-①：地域住民を対象に、認知症に関するセミナーや抵抗なく参加できるイベントを実施し、早期発見につながるネットワーク構築を図る。 (8)-①：必要に応じて地域ケア会議を開催し関係機関との連携を図る。	●センターの活動 (5)-①：2020年3月末  (5)-②：2020年3月末  (6)-①：2020年3月末  (7)-①：2020年3月末  (8)-①：2020年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応 タ 他の業務への連結・反映				
精道 高齢 者生 活支 援セ ンター	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (6)-①：早期発見と重篤化予防。  (6)-②：身近な機関や当センターの関わりのある人から包括支援センターを啓発していく。	●センターの活動 (6)-①：「ひと声運動」を行う。毎月テーマを決めて、テーマに基づいた啓発を行う。テーマは介護予防や消費者被害を未然に防ぐ事などを図り、包括から個人を通じて広げていく。その際に気になる人がいれば包括へ繋げてもらうよう依頼する。  (6)-②： ・サポーターづくり。ひと声運動と併せて、友人やご近所など気になる人がいる場合は声をかけてもらったり、相談して下さるようにと依頼していく。 ・情報発信の方法の検討を行っていく。(情報誌の発行・ホームページ作成等)	●センターの活動 (6)-①：2020年3月末  (6)-②：2020年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応 タ 他の業務への連結・反映				

潮見 高齢 者生 活支 援セ ンタ ー	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 ＜繋がり豊かにする支援に取り組む＞ 介護保険非該当や未利用の方、一時的な相談だけで制度やサービスのはざままで継続した支援につながらない相談対象者の絶対数が増え、時間がたつて重度化して発見されたり、即医療対応となる事等を予防する事が、課題となっている。一方で、集計データからは、インフォーマルな社会資源の多い地域は、介護予防支援の支援機関が長い傾向が読み取れる。それらの地域課題解決には、地域住民と専門職・関係機関のより一層の連携が求められる。地域の関係性を豊かにする支援を目指して業務に取り組む。	●センターの活動 (5)-①：継続した支援につながらない相談対象者等をベースにして、巡回見守り必要リストを作成する。まずは、リスト掲載の基準を決め、リストアップする事からスタートする。3職種でどのような見守り体制を取るか？具体策を検討する。 (6)-①：月2回のセンター内会議において、3職種とプランナー、認知症地域支援推進員、地域ええ合い推進員、会と予防事業担当からの活動報告を行い、連絡会での情報共有や、地域課題の共有を図り、歩みをそろえた活動に取り組む。 (6)-②：昨年に引き続き、社会福祉協議会との連携協働に努める。 (7)-①：「認知症ほっとナビ」の活用：圏域内サービス事業所を始め、関係機関への配布を行い、認知症地域支援推進員の役割や認知症支援ネットワークの必要性の周知を図る。 (7)-②：地域包括支援センターで受ける認知症の相談について、アセスメントや対応のスキルアップを図る事を目指して、センター内で勉強会や伝達研修などを行う。 (8)-①：昨年に引き続き、きらくえん新浜町介護相談窓口の運営に協力連携し、高浜1市営住宅入居者に向けた相談窓口拠点として活用する。	●センターの活動 通年
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				
基幹 的業 務担 当	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●基本的業務担当の活動 (5)：芦屋市内の看取りの現状と課題が把握できる。  ●4センター協働 (7)：認知症の当事者や家族がいち早く認知症センターへ相談できるようになる。【認知症地域支援推進員協働】	●基本的業務担当の活動 (5)-①：訪問看護ステーションにおける看取りの実態のヒアリング。 (5)-②：小規模多機能型居宅介護、グループホーム等を対象にした看取りの実態調査  ●4センター協働 (7)-①：認知症当事者の居場所づくりの検討【認知症地域支援推進員協働】 (7)-②：サポーター養成講座のプログラム検討【認知症地域支援推進員協働】 (7)-③：働き世代(30～50代)をターゲットにした認知症の理解を広げる啓発ソールの検討【認知症地域支援推進員協働】	●基幹的業務担当の活動 (5)-①：2019年12月末 (5)-②：2020年3月末  ●4センター協働 (7)-①：2020年3月末 (7)-②：2019年9月末 (7)-③：2020年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				

## ウ 権利擁護業務

自己評価項目			31年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：新マニュアルを理解し、新様式を活用して新マニュアルに沿った対応を行う。</p> <p>(10)-①：消費生活センターとの連携を行う。</p> <p>(10)-②：郵便局等との連携を行う。</p> <p>(10)-③：地域住民に対して消費者被害についての普及啓発及び講演会等の企画・運営</p> <p>(10)-④：社会福祉協議会や権利擁護センターと連携して事業へつなぐ。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：センター内で新マニュアルを理解し、センター職員の対応の標準化を図る。</p> <p>(10)-①：消費者被害等の情報を得たときに、消費生活センターにつないだり、他機関に情報提供を行ったりして連携を図る。</p> <p>(10)-②：郵便局へ消費者被害対策ポスターを掲示し、周知・啓発を行う。</p> <p>(10)-③：消費者生活センターや警察と共同し、福祉推進委員会や地域の集いの場などで消費者被害への対策講演等を企画・運営していく。</p> <p>(10)-④：利用者の判断能力を把握し、必要に応じて福祉サービス利用援助事業や成年後見制度等へつなぐ。その事例を通して、市内だけでなく阪神圏域の地域資源や相談機関などの情報収集に努める。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：2020年3月末</p> <p>(10)-①：2020年3月末</p> <p>(10)-②：2020年3月末</p> <p>(10)-③：2020年3月末</p> <p>(10)-④：2020年3月末</p>
		ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対応			
		ト 消費者被害への対応			
東山手 高齢者 生活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：速やかな虐待対応が出来るよう努める。</p> <p>(10)-①：消費者被害の普データや情報を活用し啓発活動に繋ぐことが出来る。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：関係機関との適切な連携を図り、早期解決できるよう心掛ける。</p> <p>(10)-①：研修への参加や関係機関との情報共有を通じて圏域内の被害の傾向を分析し、年度内に1回は地域の会議等での普及啓発活動を行う。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：2020年3月末</p> <p>(10)-①：2020年3月末</p>
		ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対応			
		ト 消費者被害への対応			
精道高 齢者生 活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：虐待対応において、よりよいチームアプローチを行える。</p> <p>(10)-①：センター職員の消費者被害への意識が高められる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-④：マニュアルを活用し、センター内、行政や関係機関との連携を密にし、チームアプローチを行う。</p> <p>(10)-①：消費者被害の情報をセンター内で共有し、被害拡大を防ぐため、センター内の行事や地域の集まりやケース対応時に啓発を意識して行っていく。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①：2020年3月末</p> <p>(10)-①：2020年3月末</p>
		ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対応			
		ト 消費者被害への対応			
潮見高 齢者生 活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	<p>●センターの活動</p> <p>&lt;一人一人の権利を大切にす支援に取り組む&gt;</p> <p>地域住民に向けた権利擁護啓発活動を行う。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>昨年に引き続き、地域の集会所等の集まりにて、権利擁護意識を高める講座を設ける。独居高齢者の不安や、早期発見につながる見守り等のテーマを提案する。また、センター内においては、取り組みを継続させるための仕組みを検討する。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>未定</p>
		ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対応			
		ト 消費者被害への対応			

基幹的 業務担 当	(9) 高齢 者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マ ニュアルに沿った虐待対応	●基本的業務担当の活動 (9)：虐待対応の適正化とスピードアップ（前年度継続）  ●4センター協働 (10)：消費者被害を減少させる	●基本的業務担当の活動 (9)-①：実務者対象の研修会の企画と開催（権利擁護支援センター、高齢介護課協働）  ●4センター協働 (10)-①：消費者被害に関する市内の実態把握（被害者の傾向等） (10)-②：消費生活センターと高齢介護課との連携・情報共有ネットワークの構築 (10)-③：高齢者生活支援センターからの情報発信のしくみの検討	●基本的業務担当の活動 (9)-①：2019年12月末  ●4センター協働 (10)-①：2020年3月末 (10)-②：2020年3月末 (10)-③：2020年3月末
	(10) 判 断能力を欠 く常況にある 人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対 応			
		ト 消費者被害への対応			

## 工 包括的・継続的ケアマネジメント業務

自己評価項目			31年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センタ ー	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(11) 包 括的・継続的 ケアメンジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①：地域支援者が高齢者の生活のサポートをしやすくする。 (12)-①：地域の介護支援専門員へ向けた発信	●センターの活動 (11)-①：「センター通信」と「認知症ケアネット」を圏域内医療機関・薬局・金融機関へ配布する。 【東山手と協働】 (12)-①：ケアマネジャー・民生委員交流会の企画と実施。【東山手と協働】 (12)-②：介護支援専門員から包括へ相談があった件について、介護支援専門員から意見を聞き取り、レポートの形で居宅支援事業所向けへ発信する。	●センターの活動 (11)-①：2019年8月、 2020年2月 (12)-①：2020年3月末  (12)-②：2020年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク 構築支援			
ノ 介護支援専門員の実践力向上支援					
東山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(11) 包 括的・継続的 ケアメンジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①：多機関・多職種連携を意識し、相互理解を深めることが出来る。 (12)-①：地域ケア会議等を通して、ケアマネとの顔の見える関係性作りが促進できる。	●センターの活動 (11)-①：多機関、多職種が集まる勉強会を実施し、相互理解と顔の見える関係作りを行い、センターが相談しやすい場となるようにする。 (12)-①：会議を開催することで個別課題としてだけでなく、地域の課題として考えていける視点ももてるように働きかける。 《西山手協働》 (11)-①：東西センター通信の発行(年2回)、民生委員とCM交流会の実施(年1回)	●センターの活動 (11)-①：2020年3月末  (12)-①：2020年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク 構築支援			
ノ 介護支援専門員の実践力向上支援					
精道高 齢者生 活支援 センター	(11) 包 括的・継続的 ケアメンジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①：開かれた包括になることを目標に、地域や関係機関と包括の双方向の関係性を構築する。【再掲】	●センターの活動 (11)-①：地域に向けて、活動計画や実施を報告する機会を持ち、活動の評価を得る機会を持つ。【再掲】	●センターの活動 (11)-①：2020年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク 構築支援			
ノ 介護支援専門員の実践力向上支援					



潮見高 齢者生 活支援 センター	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 ＜相談しやすい関係づくりに取り組む＞ 関係機関や介護支援専門員をはじめとする専門職、自治 会・民生委員や地域活動に取り組む住民等、立場の異なる 人々が、相互に顔が見える関係性となり、様々な事が相談 しやすくなるような支援に取り組む。	●センターの活動 ・地域にできたあらたな事業所の見学会等を専門職向けに行う。 ・「健康フェスタ」や「夏祭り」等地域の行事と地域の専門職を繋ぐ取組みを行う。	●センターの活動 未定 随時
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			
基幹的 業務担 当	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●基幹的業務担当の活動 (11)：急性期病棟からの退院調整漏れ率が減少する (前年度継続) (12)：地域にスーパーバイザー的役割を担う人材を育成す る（継続目標）  ●4センター協働 (12)-④：多職種連携によってケアプランの見直しの機会が できる (12)-⑤：介護支援専門員から高齢者生活支援センター への相談件数増加	●基幹的業務担当の活動 (11)-①：退院調整ルールの検証と必要に応じたルール等の改定【芦屋健康福祉事務所、西宮市 等協働】 (11)-②：市内のセラピストのネットワーク構築検討 (12)-①：対人援助基礎講座の開催【ケアマネ友の会協働】 (12)-②：対人援助ステップアップ講座の開催【ケアマネ友の会協働】 (12)-③：地域リーダー養成講座の開催【ケアマネ友の会協働】  ●4センター協働 (12)-④：自立支援型地域ケア個別会議の実施 (12)-⑤：ケアマネジャー同士が気軽に学べ、交流できる「教えてシリーズ」の実施（前年度継続）	●基本的業務担当の活動 (11)-①：2020年3月末  (11)-②：2019年9月末 (12)-①：2019年9月末 (12)-②：2020年3月末 (12)-③：2020年3月末  ●4センター協働 (12)-④：2020年3月末  (12)-⑤：2020年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			

## オ 介護予防ケアマネジメント

自己評価項目			31年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①：地域住民に対して介護予防の普及啓発及び予防教室の 企画・運営。 (14)-①：運営基準に沿った介護予防マネジメントの実施。	●センターの活動 (13)-①：地域住民のニーズや現存の社会資源を把握した上で、体操教室の実施や自主 グループ育成支援を行う。 (14)-①：毎月の予防ケアマネジャーミーティングや委託チェックにより業務の適正化及び質の 向上を図る。	●センターの活動 (13)-①：2020年3月末  (14)-①：2020年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
東山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	ハ 介護予防普及啓発	●4センター協働 (14)-①：初任者研修内容の検討(見直し) (14)-②：介護予防マニュアルの改訂(0次予防)	●4センター協働 (14)-①：介護予防ケアマネジメント研修の企画及び実施。(3/年) (14)-②：ケアプラン作成について、指定介護予防支援業務マニュアルが効果的に活用でき る。	●4センター協働 (14)-①：2020年3月末 (14)-②：2020年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
精道高 齢者生 活支援 センター	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①：地域住民・高齢者の介護予防への意識が高まり、地域全 体で予防に対する意識を高めることが出来る。  (14)-①：自立支援型のケアプランが浸透し、適切なアセスメントが 出来る。	●センターの活動 (13)-①：視察や研修への参加から効果的な体操教室運営や自主グループ活動へのプロセ スについて理解を深め、日々の活動に反映させる。また地域行事への参加や広報 誌等を活用した普及啓発活動を行うことにより、高齢者の早期予防への関心を 促すとともに協力者を育む。 (14)-①：自立支援に基づいたアセスメントができるよう、継続して定期的な事例検討会を 実施する。	●センターの活動(13)-①： 2020年3月末  (14)-①：2020年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
潮見高 齢者生 活支援 センター	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①：介護予防支援の成果を普及啓発し、地域の介護予防へ の動機づけを図る。 (13)-②：地域の力を活用し、自主活動を支援していく。  (14)-①：課題と目標が明確な介護予防支援計画を作成できる。	●センターの活動 (13)-①：「精道お達人フェスティバル(仮称)」を開催し、介護予防に努力している利用者 や支援チームからの発表の場を持つ。介護予防の普及啓発も併せて実施する。 (13)-②：既存の社会資源を活用する等で介護予防教室を開催し、自主活動支援を図 る。 (14)-①：職員間で介護予防支援計画の内容について評価し合う機会をつくり他者の視点 を取り入れる。	●センターの活動 (13)-①：2020年3月末 (13)-②：2020年3月末  (14)-①：2020年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
西山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 <安定した介護予防の仕組みづくり> 一日でも長く自立した生活を継続できるように、元気な時から日常的に 周囲の社会環境を豊かにする事や、介護認定を受けた後でも地域と のつながりが途切れないよう意識したケアプラン作成を行う事が出来るよ う支援に取り組む。	●センターの活動 (13)-①：既存の2つのさわやか体操教室「潮見幼稚園教室」と「高浜管理センター教室」 の継続と安定した運営。 (13)-②：潮戸屋地区の介護予防教室として運営している「まちの保健室」の継続と安定し た運営。 (13)-③：自主グループ活動へのアプローチの継続 (14)-①：地域のインフォーマルな社会資源である、サロン活動や老人会の活動等の場に積 極的に見学等に出かけ、ケアプラン作成に活かす。 (14)-②：月1回のセンター内ケース会議にて、インフォーマルな社会資源の活用についてケ ースに沿った情報交換や検討を行う。	●センターの活動 (13)-①～③：通年  (14)-①：通年 (14)-②：毎月
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
西山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 <安定した介護予防の仕組みづくり> 一日でも長く自立した生活を継続できるように、元気な時から日常的に 周囲の社会環境を豊かにする事や、介護認定を受けた後でも地域と のつながりが途切れないよう意識したケアプラン作成を行う事が出来るよ う支援に取り組む。	●センターの活動 (13)-①：既存の2つのさわやか体操教室「潮見幼稚園教室」と「高浜管理センター教室」 の継続と安定した運営。 (13)-②：潮戸屋地区の介護予防教室として運営している「まちの保健室」の継続と安定し た運営。 (13)-③：自主グループ活動へのアプローチの継続 (14)-①：地域のインフォーマルな社会資源である、サロン活動や老人会の活動等の場に積 極的に見学等に出かけ、ケアプラン作成に活かす。 (14)-②：月1回のセンター内ケース会議にて、インフォーマルな社会資源の活用についてケ ースに沿った情報交換や検討を行う。	●センターの活動 (13)-①～③：通年  (14)-①：通年 (14)-②：毎月
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			

基幹的 業務担 当	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹的業務担当の活動</li> <li>(13)：住民主体の介護予防の取り組みの推進</li> <li>●4 センター協働</li> <li>(13)：介護予防ケアマネジメント業務の標準化が進む</li> <li>(14)：介護予防ケアマネジメントが適切に実施される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹的業務担当の活動</li> <li>(13)：介護予防担当者，地域支え合い推進員，包括職員等によるネットワークの構築</li> <li>●4 センター協働</li> <li>(13)-①：介護予防ケアマネジメントマニュアルの改定</li> <li>(13)-②：介護予防担当者等との「介護予防の重要性」に関する啓発ツールの開発検討</li> <li>(14)-①：介護予防ケアマネジメント研修初任者研修の見直し</li> <li>(14)-②：介護予防ケアマネジメント研修の実施（3回/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本的業務担当の活動</li> <li>(13)：2020年3月末</li> <li>●4 センター協働</li> <li>(13)-①：2020年3月末</li> <li>(14)-①：2020年3月末</li> <li>(14)-②：2020年2月末</li> </ul>
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	フ 介護予防ケアマネジメ ントの適切な実践			